

デジタルコンテンツを活用したフレイル予防事業運営委託 仕様書（案）

1 件名

デジタルコンテンツを活用したフレイル予防事業運営委託

2 委託期間

契約確定日から令和7年3月31日まで

3 委託内容

- イ) 郷土資料館周辺における音声 AR ナビの実証実験
 - ロ) スマホ教室&健康測定会（以下「本イベント」という。）の実施運営
 - ハ) 本イベント参加後のバイタルデータ遠隔取得
- ニ) バイタルデータ可視化

4 提案上の条件

本業務委託における条件は以下のとおりとする。なお、本業務にかかる運営費、機材費、交通費、講師謝礼等の一切の費用は、本委託費用に含むこと。ただし、本イベントの実施時に使用する施設の使用料は本委託費用に含めないこと。

【イ） 郷土資料館周辺における音声 AR ナビの実証実験】

- ① 10 か所程度のスポットを案内する音声 AR ナビの実証実験を本イベント時に行うこと。提案する内容は事業者の特徴を生かした自由提案とするが、下記の要件を満たす内容の音声ナビゲーションシステムであること。
 - i. スマートフォン、タブレット等で動作するシステムであること。
 - ii. 音声 AR ナビの視聴にあたって、体験者からの費用を要しないシステムであること。
 - iii. ブラウザ又はアプリケーションにて、GPS と連動した音声案内ができるシステムであること。
 - iv. 特に UX に関しては、実証実験開始前に実際の体験がイメージできるものを用意すること。
- ② 郷土資料館周辺の高島平地域を対象とし、コンテンツは区文化財の見どころをメインとした内容で提案すること。なお、具体的なスポットについては、区と協議のうえ決定する。
- ③ 音声 AR ナビで使用する各スポットのナビ内容は区が用意するものとする。
- ④ 実証実験開始前に、最終確認のための期間として2週間程度設け、区からの承認を得ること。また、職員による検証を行うための環境として、プロトタイプや必要となる端末、インターネット環境を用意すること。なお、この期間は区または、区の定めたものからの問合せへの対応や不具合を迅速に修正できる体制をとること。
- ⑤ 実証実験の保守要件として下記の要件を満たすこと。
 - i. 必要な運用サーバやデータ用サーバは、受託者の責任において管理すること。

- ii. 各 OS やブラウザ等のバージョンアップに伴い、配信環境の動作に不具合が生じた場合は、速やかに対応すること。
 - iii. 区からのシステム障害に関する連絡に基づき、状況把握、障害箇所の特定、影響範囲の調査および復旧作業を行うとともに、同様の障害が発生しないよう予防措置を講じること。
 - iv. 区担当者に対して、平日（月から金。ただし、年末年始を除く）の9時から17時において、電話等により受付、対応すること。なお、その他の時間は電子メール等による受付対応とし、直近の営業日に速やかに対応すること。
- ⑥ 板橋区または区と提携する団体から intellectual property（以下、I P という。）の提供または利用許可があった場合は、利用範囲等を区および所有団体と調整のうえコンテンツに反映すること。

【ロ】 スマホ教室 & 健康測定会の実施運営】

- ① 郷土資料館において今年度実施を予定している展示期間中、原則各週1日以上、本イベントを開催すること。なお、1日における本イベント開催回数は2回以上とする。本イベントの具体的な実施日については、区と受託者が協議のうえ、決定する。なお、郷土資料館の施設状況により、郷土資料館において本イベントの実施が難しい場合は、区が手配する施設で本イベントを実施することとする。

展示内容	展示期間	本イベント実施日数（予定）
【第21回板橋区伝統工芸展】 江戸手描友禅 寺澤森秋 ～時代を彩る染と技～	10月5日～12月8日	5日間 ※11月1日～12月8日の期間
【特別展】 樺太紀行～徳丸の人類学者と 樺太の北方諸民族～	1月18日～3月16日	10日間

- ② 対象者は60歳以上とする。
- ③ 本イベントを実施する会場については幅10m×奥行14m×高さ3m程度の大きさである。このことを前提に、1日及び1回あたりの参加者数を想定するとともに、参加者数に応じた本イベントの運営方法の提案を行うこと。なお、会場の定員は、スクール形式（学校形式）で40名程度である。
- ④ スマホ教室は、参加者がスマートフォンの基本的な操作および下記のアプリ（以下「各種アプリ」という。）の操作の理解を深める内容とする。また、各種アプリ以外のもので、スマホ教室で扱う内容について付加価値をあげる提案を行うこと。
- i. 【イ）郷土資料館周辺における音声ARナビの実証実験】で配信する音声ARナビ
 - ii. 水害体験アプリ
 - iii. （郷土資料館）赤塚観光ARアプリ
 - iv. その他区の指定するアプリ
- ※ ii～ivのアプリについては、区が開発および調達するものとし、操作説明につい

ても、区の指定する内容とすること。

- ⑤ 健康測定会においては、ウェアラブル端末を着用した参加者に各種アプリを体験させること。なお、健康測定会における音声 AR ナビの体験については、体験できる端末が限られている等、体験者が所有するスマートフォンでの体験が難しい場合は、受託者が別に用意するスマートフォンもしくはタブレットを用いて、受託者が手配するスタッフが参加者と一緒に随行しながら体験を行うものとする。この場合はスマホ教室での音声 AR ナビの操作の理解を深める内容の説明は不要とする。
- ⑥ 健康測定会の実施にあたっては、区が所有する下記機材を活用した提案も可とする。
 - i. ウェアラブル端末
「BS BAND」：20 台
 - ii. タブレット（バイタルデータ確認用）
「Teclast P20HD」：3 台 ※SIM カードなし
 - iii. Bluetooth ルーター
「Bangle Station S500」：3 台
- ⑦ 各種アプリの体験前後のバイタルデータを取得するとともに、参加者が自身のバイタルデータをその場で確認できるようにし、参加者の健康意識を高めること。なお、バイタルデータの確認にあたっては、参加者がアプリのダウンロードの必要がない方法とすること。
- ⑧ 個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項各号で定められている「個人情報」の取り扱いの必要がない運営方法とすること。
- ⑨ 本イベントに関する内容および今後の事業内容検討に資する内容を含むアンケートを作成し実施すること。また、アンケート結果の集計を行うこと。
- ⑩ ポスターやチラシ等の広告紙媒体を 5,000 部用意すること。
- ⑪ 本イベントの実施に際し、来館者と本イベント参加者との衝突を避けるなど、安全を確保するための運営方法をとること。また、施設内に所蔵されている歴史資料が破損しないよう、運営方法に留意すること。
- ⑫ 本イベントの PR や実施方法等、効果的な実施について提案を行うこと。

【ハ）本イベント参加後のバイタルデータ遠隔取得】

- ① 本イベント終了後、引き続きバイタルデータを区へ提供することを承諾した参加者に対して、本イベントで使用したのと同じ種類のウェアラブル端末を贈与し、遠隔で対象者のバイタルデータを取得すること。なお、バイタルデータの取得期間については、区と協議のうえ決定する。
- ② 贈与するウェアラブル端末は受託者が用意すること。端末数については 100 個を予定している。具体的な端末数について区と協議のうえ、決定する。
- ③ 遠隔でのバイタルデータ取得中および終了時に、バイタルデータの遠隔取得および健康状態や外出行動等に関するアンケートを行うこと。また、アンケート結果の集計を行うこと。
- ④ 個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項各号で定められている「個人情報」の取り扱いの必要がない遠隔取得方法とすること。

- ⑤ 遠隔でバイタルデータを取得する方法について提案を行うこと。

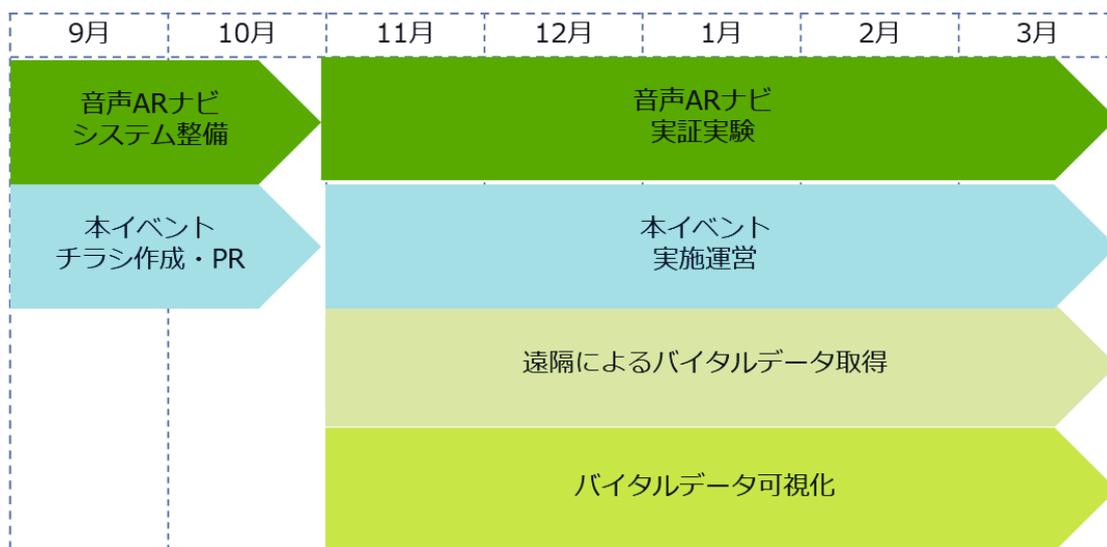
【二）バイタルデータ可視化】

- ① 【ロ）スマホ教室&健康測定会の実施運営】で取得したバイタルデータをエクセルデータにまとめること。
- ② 【ハ）本イベント参加後のバイタルデータ遠隔取得】で取得したバイタルデータをエクセルデータにまとめること。
- ③ ①と②はそれぞれ異なるエクセルデータとすること。

【共通】

- ① 業務開始前に実施体制および作業計画書を作成し区の承認を得ること。
- ② 高齢者等へのデジタルデバインド対策について、デジタルに気軽に触れることができ、デジタルツールに少しでも慣れることができるコンテンツや環境を整備すること。
- ③ 本業務に必要な資料のうち区が所有するものは、必要に応じて貸与を受けることができる。資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成して区に提出するものとし、貸与された資料は、業務完了時に全て返却すること。上記以外の資料については、受託者の責任において収集すること。その際、第三者が権利を有するものかどうかを調査し、権利を侵害しない方法により使用すること。
- ④ 本仕様書に定めのない事項であっても、業務の性質上、当然実施しなければならないものおよび業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとする。
- ⑤ 区を行うデータ分析の研究に可能な限り協力すること。

5 実施時期（予定）



6 提出物および納品物

以下のものを提出又は納品すること。ただし、著作権やシステム上やむを得ない事由により納品が難しいものに関しては、理由書を提出し、区の了承を得ること。

なお、納期については別途区と協議のうえ決定し、期日までに速やかに提出または

納品すること。電子データは原則として、区が指定する「ファイルストレージ」を使用して納品することとする。

- ① 実施体制
- ② 作業計画書
- ③ バイタルデータ（2種）
- ④ 完了書

7 支払方法

履行確認後、請求に基づき一括で支払うものとする。

8 運搬責任

委託業務にかかわる物品、資料および納入すべき物品等の運搬が必要な場合は、別に定めがある場合を除き、受託者の責任で行うものとする。

9 著作権

- ① 受託者が納入するすべての成果物の著作権は、契約金額の入金完了をもって区に帰属する。
- ② 受託者が従前から有していた著作権は受託者に留保されるものとし、区は当該契約に基づいて自己利用するために必要な範囲で、これらを著作権法に従い利用できるものとする。
- ③ 業務の履行に関し新たに著作した成果物の著作権は、区に帰属する。

10 損害補償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により区に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

11 その他

- ① 委託の履行に際して、ディーゼル自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車を使用すること。
- ② 区が、委託作業期間中に受託者の業務履行状況の確認を目的として、受託者（再委託先を含む）の作業場所への立ち入り検査を実施する際は、協力すること。
- ③ 作業の実施方法、契約内容の詳細、概要書に定めのない事項、又は業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、当該作業にて発生する経費を含め、区と受託者が協議のうえ決定すること。

12 担当

板橋区都市整備部都市計画課調整・都市基盤DX係 藤江・本橋
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目6番1号 本庁舎北館5階
TEL：03-3579-2566 メール：t-dx@city.itabashi.tokyo.jp